

●ピュアスポーツ柏原フィットネスクラブ細則●

第1条＜入会金・月会費・休会費＞

会員規約第12条、第13条における入会金、月会費、休会費は別紙募集要項の記載の通りとします。原則として預金口座自動引き落としによる支払方法とする。ただしやむを得ない理由で現金支払いを希望し、本クラブがこれを認めた場合はこの限りではありません。

- (1) 施設利用料は会費の中に含まれます。
- (2) 法人会員は一口無記名で5名まで同時利用ができます。(一口につき5枚のカードを発行します。)
- (3) ゲストの利用は会員同伴に限り2名までとします。利用料は1名につき¥1,500(税込)とします。
- (4) 会費を年払いされた場合、途中での退会及び休会は受理できません。またいかなる場合も返金いたしません。

第2条＜会員資格の有効期限＞

本クラブ会員は会費、その他の支払いの滞納や本クラブの規約、細則に違反しない限り、退会時まで有効とします。

第3条＜会員の施設利用範囲＞

会員は本クラブの休業日及び臨時休業日以外の営業日の指定された時間の範囲内で本クラブのサービスやプログラムをご利用いただけます。本クラブの会員種別利用時間及び利用範囲は別紙募集要項の通りです。

第4条＜休館日＞

- (1) 本クラブは毎週水曜日を休館日とします。
- (2) 前項の他、気象・災害等により開館が不可能と認められる場合、また施設の点検補修等管理運営上やむを得ない場合、本クラブは最小限の範囲で臨時休館日を設け利用制限を行うことができる。

第5条＜諸費用の改定＞

入会金・会費・各種手数料については経済情勢等の理由により変更させていただく場合がございます。

第6条＜改正＞

本細則の改正・変更は本クラブが定め、その効力は全ての会員に及ぶものとします。

第7条＜附則＞

本細則は1991年4月1日より発効します。

2012年6月7日 一部改定

2019年4月1日 一部改定